

姫路獨協大学教職課程履修等に関する規程

(平成元年3月16日制定)

改正	平成	2年	3月15日	平成	19年	7月17日
	平成	3年	5月16日	平成	20年	3月18日
	平成	3年	12月19日	平成	21年	3月19日
	平成	4年	6月18日	平成	22年	3月11日
	平成	5年	3月18日	平成	23年	3月17日
	平成	6年	3月3日	平成	24年	3月22日
	平成	8年	12月12日	平成	25年	3月28日
	平成	10年	2月19日	平成	27年	1月29日
	平成	11年	10月21日	平成	27年	3月20日
	平成	13年	3月22日	平成	28年	7月28日
	平成	12年	3月23日	平成	29年	1月26日
	平成	14年	1月17日	平成	30年	4月26日
	平成	14年	3月14日	平成	31年	1月24日
	平成	17年	3月22日	令和	元年	10月24日
	平成	18年	4月20日	令和	4年	2月24日

(目的)

第1条 姫路獨協大学学則第44条の2の規定に定める教員の免許状の種類並びにその所要資格を得させるために必要な大学の課程（以下「教職課程」という。）の専門教育科目及び履修方法等は、この規程の定めるところによる。

(履修方法)

第2条 本学において教員免許状取得のために必要とする専門教育科目の修得最低単位数は、別表第1に定めるところによる。

第3条 教員免許状取得に必要なとする授業科目、単位数等については、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5に定めるところによる。

第4条 教職課程を履修しようとする者は、所定の期日までに、教職課程履修登録届を実習課に提出しなければならない。

2 教職課程を履修しようとする者は、所定の期日までに所定の教職課程履修費を納付しなければならない。

(介護等体験)

第5条 中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、特別支援学校及び社会福祉施設において行われる介護等体験に参加しなければならない。

2 介護等体験に参加しようとする者は、所定の期日までに所定の介護等体験参加登録費を納付しなければならない。

(教育実習)

第6条 教育実習に参加しようとする者は、別に定める要件を満たしていなければならない。

2 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を取得するための課程を履修しようとする者は、教育実習に参加する前年度の所定の期日までに教育実習参加登録届を実習課に提出しなければならない。また、教育実習に参加する年度の所定の期日までに教育実習参加届を実習課に提出し、所定の教育実習履修費を納付しなければならない。

3 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状に係る教育実習の評価は、全学教職課程委員会において、実習の全過程を通じて指導内容の全般にわたり総合的に行うものとする。

(指導及び助言)

第7条 教職課程の科目履修及び単位修得、教育実習の参加、教員免許状の交付申請、教員採用試験の出願、教職関係の就職相談等、教職一般に関する指導及び助言は、全学教職課程委員会において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年 規程第6号)

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 平成2年3月31日に外国語学部及び法学部に在学する者については、改正後の第5条第3項及び別表第3中各免許教科共通 教育実習に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成3年 規程第14号)

1 この規程は、平成3年5月16日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

2 平成2年3月31日に外国語学部及び法学部に在学する者については、改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成2年度の入学者について、改正前の別表第2の規定により履修した民法I(入門)の授業科目及び修得した単位は、改正後の別表第2の規定による民法A(総則・入門)の授業科目を履修し修得したものとみなす。

附 則 (平成3年 規程第36号)

この規程は、平成3年12月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成3年 規程第37号）

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年 規程第11号）

- 1 この規程は、平成4年6月18日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 平成2年3月31日以前に入学した者については、改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、経済情報学部経済情報学科に在学する者を除き、なお従前の例による。

附 則（平成5年 規程第11号）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前に入学した者については、改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年 規程第5号）

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前に入学した者については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年 規程第15号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる改正前の規程の別表第3に規定する科目の単位を修得した者は、右欄に掲げる改正後の規程の別表第3に規定する科目の単位を修得したものとみなす。

旧 規 程	新 規 程
教 育 原 理 （2単位）	教 育 学 概 論 （2単位）
視 聴 覚 教 育 （2単位）	視聴覚教育メディア論 （2単位）
同 和 教 育 （2単位）	人 権 教 育 論 （2単位）
社 会 教 育 （2単位）	生 涯 学 習 概 論 I （2単位）

附 則（平成10年 規程第2号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 規程第 28 号）

この規程は、平成 11 年 10 月 21 日から施行し、平成 11 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 規程第 19 号）

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 31 日以前に入学した者については、改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 規程第 18 号）

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 平成 12 年度に入学した者については、改正前の別表第 2 免許法施行細則に定める区分の欄中「比較文化（外国事情を含む。）」を「異文化理解」に改め、免許教科 英語に係る規定中「英米史概論」の項を削り、なお従前の例による。ただし、同科目を平成 13 年 3 月 31 日までに履修し単位を修得した者については、免許法施行細則に定める区分の「異文化理解」の項で修得した単位とみなす。

附 則（平成 14 年 規程第 1 号）

この規程は、平成 14 年 1 月 17 日から施行し、平成 14 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、平成 13 年度に経済情報学部に入学者については、改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 中、免許教科「情報」に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 規程第 10 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 規程第 14 号）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 20 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、平成 17 年度に外国語学部に入学者については、改正後の別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4 及び別表第 5 中、免許教科「スペイン語」、「韓国・朝鮮語」に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 規程第 36 号）

この規程は、平成 19 年 7 月 17 日から施行する。

附 則（平成 20 年 規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、平成19年度に医療保健学部こども保健学科に入学した者については、改正後の別表第3中「養護教諭一種免許状」の「養護に関する科目」に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成21年 規程第9号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 規程第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 規程第11号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度の入学者については、改正後の別表第5教職に関する専門教育科目（医療保健学部こども保健学科）の発達検査法実習の授業科目に係る規定の除き、なお従前の例による。

附 則（平成24年 規程第8号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年 規程第6号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年 規程第10号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、改正後の別表第1、別表第3及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 規程第16号）

- 1 この規程は、平成28年7月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、改正後の別表第3及び別表第5の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の間人社会学群以外の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 規程第 12 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 26 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 29 年度以前の入学者については、改正後の別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 規程第 2 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 規程第 21 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。